


所管部課	福祉部 高齢介護課	部長	吉 沢 寿 子	
件 名	東大和市高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例について			
		区分	<input type="radio"/> 1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則			
	部課機関			
1. 要 旨 介護保険法の改正に伴う引用条項の項ずれのため、条例の一部改正を行うものである。				
(1) 主な改正内容 第6条第1項第1号中「法第8条第23項」を「法第8条第24項」に改める。				
(2) 施行日 平成28年4月1日				
(3) 影響及び効果 特になし。				
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過) 文書課において審査済み				
3. 留意事項 (問題点等)				
4. 主管部処理案 (検討結果等) 平成28年第1回市議会定例会に、議案として提出したい。				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。